第４章　施策の展開

**分野ごとの施策の体系一覧**

**基本目標１　互いに認めあい、つながりを感じられるまちづくり**

|  |  |
| --- | --- |
| １.差別の解消と権利擁護、相互交流の促進 | **（1）障害を理由とする差別解消の推進**  　□障害者差別解消法についての啓発  　　□障害者差別に関する相談への対応 |
| **（2）障害のある人の権利擁護の推進と障害者**  **虐待の防止** |
| **（3）関係団体との協働の推進** |
| ２.相互理解の促進 | **（1）相互理解の促進**  □啓発、広報活動の推進  　　□精神障害についての啓発  　　□難病についての啓発 |
| **（2）ふれあい、交流の機会の充実**  □イベントの開催  　□庁舎を利用したふれあいの機会の創出 |
| **（3）福祉教育の推進**  □児童、生徒間の交流  　　□児童、生徒を対象とする福祉教育  　　□市民を対象とする福祉教育 |
| ３.情報保障の推進 | **（1）情報・コミュニケーション支援の充実** |
| **（2）行政情報の取得しやすさの向上** |

**基本目標２　いきいきと安心して暮らし続けられるまちづくり**

|  |  |
| --- | --- |
| １.生活支援の充実 | **（1）生活支援体制の整備**  □相談支援体制の拡充 |
| **（2）在宅サービス等の充実**  □在宅サービス等の充実  □居住の場の確保 |
| **（3）福祉用具の利用支援** |
| **（4）人材の育成** |
| ２.保健・医療の充実 | **（1）疾病の予防、早期発見、治療**  □妊産婦、乳幼児の保健と医療  □生活習慣病の早期発見と重症化予防  □地域医療の充実  □健康に関する正しい知識の普及、啓発 |
| **（2）障害のある人への保健、医療の充実**  □良質な保健、医療の提供  □障害の疑いがあるこどもへの対応  □難病患者への対応  □障害のある人への医療費の助成 |
| **（3）精神保健、医療の推進** |

**基本目標３　自分の力を育み、発揮できるまちづくり**

|  |  |
| --- | --- |
| １.早期療育の充実 | **（1）障害の早期発見のための対策の充実** |
| **（2）早期療育の充実** |
| ２.教育の振興 | **（1）障害のある児童、生徒への支援の充実** |
| **（2）学校卒業後の支援体制の充実** |
| ３.雇用・就労、経済的自立  の支援 | **（1）雇用・就労の支援** |
| **（2）経済的自立の支援** |
| ４.施設や病院からの地域  生活への移行の促進 | **（1）日中活動の充実** |
| **（2）地域生活への移行と定着** |

**基本目標４　安全で安心な住みやすいまちづくり**

|  |  |
| --- | --- |
| １.安全で快適な生活環境の整備 | **（1）住宅、建築物などのバリアフリー化の**  **推進** |
| **（2）交通機関、歩行空間などのバリアフリー**  **化の推進** |
| ２.防火・防災、防犯対策の推進 | **（1）災害対策** |
| **（2）住宅等の防災、防火対策** |
| **（3）地域の防犯** |

**基本目標１　互いに認めあい、つながりを感じられるまちづくり**

**１．差別の解消と権利擁護、相互交流の促進**

**【現状と課題】**

共生社会とは、私たち一人ひとりの違いが尊重され、すべての人が自分から社会に参加して、一緒にいきいきと暮らせる社会です。そのためには、障害のある人が日々を暮らす上で障壁（バリア）となる事、物、制度、慣習、考えなど（社会的障壁といいます。）をなくしていかなければなりません。

平成２８年４月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（「障害者差別解消法」と言います。）」が施行されました。この法律では、国と地方公共団体は障害を理由とする差別の解消に取り組むこと、国民は障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めることとされています。

市職員は障害と障害のある人についての理解を深め、市民には障害者差別解消法についてもっと知ってもらい、だれもが認めあって暮らせるまちとする取組が必要です。

**【目指すべき姿】**

**「お互いに違いを認めあい、支えあって一緒に暮らすまち」**

研修などにより市職員の資質を向上するとともに、多くの人に障害者差別解消法について周知啓発して、社会的障壁のないまちを目指します。

また、成年後見制度の利用を広めるなどして障害のある人の権利を守り、障害のある人への虐待を防ぎます。

**◎市民アンケートより**（「障害者計画策定のためのアンケート調査」令和4年12月）

障害のある人に対して、障害を理由とする差別や偏見があると思いますか。

全体への質問

全体では、障害を理由とする差別や偏見が「あると思う」「ある程度あると思う」と回答した人を合わせると79％、「ないと思う」「あまりないと思う」を合わせると11％となっています。

年代別にみると、10代～60代では８割以上が「あると思う」「ある程度はあると思う」と回答しています。

**【具体的な施策】**

（１）障害を理由とする差別解消の推進

□障害者差別解消法についての啓発

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業名 | 担当課 | 施策の内容 |
| 障害者差別解消法  講演会 | 障害福祉課 | 障害者差別解消法についての理解を促進するため市民や福祉サービス事業所並びに企業等に向け講演会を開催する。 |
| 新規採用職員研修 | 人事課  障害福祉課 | 職員の資質を向上し市職員対応指針に基づいて市民対応を行うべく職員研修を行う。 |
| 障害者差別解消法  かわら版の発行 | 障害福祉課 | 障害者差別解消法についての理解を深めるため職員へ向け情報を発信する。 |

□障害者差別に関する相談への対応

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業名 | 担当課 | 施策の内容 |
| 障害者差別に関する相談への対応 | 障害福祉課 | 障害者差別に関する相談へ対応する。 |
| 障害者差別解消法支援地域協議会の開催 | 障害福祉課 | 差別解消の取組を進めるため障害者差別に関する相談対応事例を障害者差別解消支援地域協議会に報告し、課題を検討する。 |

（２）障害のある人の権利擁護の推進と障害者虐待の防止

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業名 | 担当課 | 施策の内容 |
| 成年後見制度利用支援事業 | 障害福祉課 | 成年後見制度の利用促進を図り、必要に応じ  て市長申立を行う。 |
| 障害者虐待防止センター | 障害福祉課 | 障害者虐待防止センターとして障害者の虐待  に関する相談、通報に対応する。 |
| 富士市高齢者・障害者権利擁護ネットワーク運営委員会 | 障害福祉課  高齢者支援課 | 関係機関の連携体制の確保・評価、情報交換、事例検討等を行い虐待防止の普及啓発を図る  ための高齢者・障害者権利擁護ネットワーク  運営委員会に参加する。 |
| 虐待防止講演会 | 障害福祉課  高齢者支援課 | 障害者に対する虐待の未然防止、早期発見と  対応、その後の適切な支援の啓発のため、一  般市民及び民生児童委員、地区福祉推進会会員、障害者関係事業所職員、行政職員等を対  象とした講演会を、外部講師を招いて開催する。 |

（３）関係団体との協働の推進

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業名 | 担当課 | 施策の内容 |
| 障害当事者団体活動事業補助金 | 障害福祉課 | 障害当事者団体の活動を支援する助成を実施する。 |

**２.相互理解の促進**

**【現状と課題】**

　共生社会づくりには、障害のある人もない人も、だれもがお互いに知り合い、分かり合うことが大切です。

市は、これまでも、広報ふじや市ウェブサイトなど、様々な方法で障害福祉についての啓発を行ってきました。

障害や障害者に対する理解は少しずつ広がっていますが、障害のある人には、まだ差別や偏見などを感じることがあり、もっと障害について知ってほしいという思いがあります。だれもが地域社会の一員としてともに暮らすためには、市民の理解を深めるための啓発や、福祉教育の推進が必要です。

**【目指すべき姿】**

**「障害のある人もない人も、お互いに分かり合い、支え合って暮らすまち」**

幅広い啓発活動により、障害についての知識や障害のある人への理解を進めるとともに、学校教育や社会教育の機会を積極的に活用して福祉教育を進め、障害のある、なしに関わらず、だれもが社会の一員としてお互いを尊重し、支え合って暮らす「共生社会」を目指します。

**◎市民アンケートより**（「障害者計画策定のためのアンケート調査」令和4年12月）

障害のある、なしに関わらず、だれもが社会の一員としてお互いを尊重し、支え合って暮らすことを目指す「共生社会」という考え方を知っていますか。

障害者手帳を持っていない人への質問

　障害者手帳を持っていない人では、「共生社会」という考え方を「知っている」「言葉だけは聞いたことがある」と回答した人を合わせると80.4％となっています。

　障害のある方への関心と理解を一層深めるため、障害者週間記念事業、周知啓発事業を実施します。

**【具体的な施策】**

（１）相互理解の促進

□啓発、広報活動の推進

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業名 | 担当課 | 施策の内容 |
| 手話言語条例周知啓発事業 | 障害福祉課 | 手話が言語であることの周知・啓発を行う。 |
| 「広報ふじ」への掲載 | 障害福祉課 | 広報ふじに障害福祉に関する特集ページや制度、講座開催のお知らせなどを掲載する。 |
|  |  |  |
| 事業名 | 担当課 | 施策の内容 |
| 報道提供の実施 | 障害福祉課 | 報道各社に障害福祉に関するイベント等についての報道資料を提供し、テレビ、新聞などによる情報発信を促す。 |
| 市ウェブサイトへの障害者福祉に関する情報の掲載 | 障害福祉課 | 市ウェブサイトを活用し障害福祉に関する情報を発信する。 |
| ＳＮＳでの情報提供 | 障害福祉課 | ＳＮＳでの発信により、障害福祉に関するイベント情報等の提供を実施する。 |
| ヘルプカードの作成、  配布、周知 | 障害福祉課 | ヘルプマークなど、配慮や支援を必要とする方々を示す記号として使われている各種マークの周知を図る。 |

□精神障害についての啓発

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業名 | 担当課 | 施策の内容 |
| こころの健康講座への講師派遣、広報 | 障害福祉課 | 富士保健所が行うこころの健康講座に講師として職員を派遣するとともに、開催を広報する。 |
| 「こころの相談」等の広報 | 障害福祉課 | 県が行う精神疾患普及啓発事業の広報、情報提供を行う。 |

□難病についての啓発

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業名 | 担当課 | 施策の内容 |
| 富士市難病団体連絡協議会が開催する事業の広報 | 保健医療課 | 富士市難病患者・家族連絡会、静岡県難病団  体連絡協議会が行う事業の広報や情報提供を  行う。 |

（２）ふれあい、交流の機会の充実

□イベントの開催

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業名 | 担当課 | 施策の内容 |
| 福祉展の開催 | 福祉総務課 | 高齢者、障害者、福祉団体等が日頃から丹精  込めてつくり上げた作品を展示し、市民に対  して福祉に関する啓発を行う福祉展を開催  する。 |
|  |  |  |
| 事業名 | 担当課 | 施策の内容 |
| 障害者週間記念事業の実施 | 障害福祉課 | 障害者福祉についての市民の関心と理解を深め、障害者が社会、経済、文化活動等に積極  的に参加する機運を高めるため、障害者週間  記念事業を実施する。 |
| 各種イベント会場のバリアフリー化 | 障害福祉課 | 障害者の来場者数を増やすため、市が主催す  る各種イベント会場をバリアフリー化に努め  るよう取り組むことを求める。 |

□庁舎を利用したふれあいの機会の創出

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業名 | 担当課 | 施策の内容 |
| 市庁舎等への障害者就労支援の場の設置 | 障害福祉課ほか | 市庁舎などの施設や設備を利用し、障害者が  働き市民と接する場を設ける。 |

（３）福祉教育の推進

□児童、生徒間の交流

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業名 | 担当課 | 施策の内容 |
| 居住地における小中学校への登校による交流 | 学校教育課・特別支援教育センター | 特別支援学校の児童生徒が居住地の小中学校  の行事や授業等に参加し、地域のこどもたち  と交流する居住地交流を行う。 |
| 小中学校生徒の特別支援学校訪問 | 学校教育課・特別支援教育センター | 小中学校の児童生徒が総合的な学習の時間な  どを利用して特別支援学校を訪問し交流の機  会を持つ。 |

□児童、生徒を対象とする福祉教育

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業名 | 担当課 | 施策の内容 |
| 総合的な学習の時間を利用した福祉学習 | 学校教育課・  特別支援教育  センター | 総合的な学習の時間を利用し、学年ごとまた  は学級ごとにテーマをきめて福祉に関する学  習を進める。 |

□市民を対象とする福祉教育

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業名 | 担当課 | 施策の内容 |
| 福祉関連図書の収集 | 中央図書館 | 障害福祉関連の図書及びＤＶＤ、デイジー図  書（※）などの資料を収集し提供する。 |
| ※デイジー図書：視覚障害者や普通の印刷物を読むことが困難な方のために作られたデジタル録音図書のことをいう。DAISYとはDigital Accessible Information Systemの略。 | | |
| 事業名 | 担当課 | 施策の内容 |
| 企画展の開催 | 中央図書館 | 障害者への理解を深めるために関連図書を展  示する企画展を開催する。 |
| 市民大学後期講演会 | 社会教育課ほか | 市民大学等の市民を対象とした講演会で手話  通訳をつけたり、障害福祉に関連するテーマ  を取り上げたりするなど、障害福祉への理解  を促進する。 |

**３.情報保障の推進**

**【現状と課題】**

　共生社会づくりを進めるためには、お互いの意思疎通ができることが大切です。

市は、これまでも、聴覚障害者のコミュニケーションを支援するため、手話通訳者や要約筆記者の派遣、視覚障害者への情報支援として、点字や音声による情報提供を行ってきました。

だれもが必要な情報を取りこぼすことなく受け取るためには、市民の理解を深めるための周知啓発や、障害の特性にあった情報提供を進めていくことが必要です。

また、市は令和４年４月に富士市手話言語条例を制定し、ろう者にとっての手話は言語であるということの周知啓発を進めていますが、まだ手話に対する認識が十分ではないため、引き続き啓発を行っていく必要があります。

**【目指すべき姿】**

**「聴覚や視覚に障害があっても必要な情報を受け取れ、みんなが**

**コミュニケーションができるまち」**

様々な周知啓発活動により、聴覚障害や視覚障害についての知識や、ろう者にとっての言語は「手話」であることの理解を進めるとともに、障害に合った伝達手段を用いることで、必要な情報を受け取れ、だれとでもコミュニケーションを取れることが当たり前な社会を目指します。

**◎市民アンケートより**（「障害者計画策定のためのアンケート調査」令和4年12月）

市は、令和４年４月に「富士市手話言語条例」を施行し、この条例の中で、ろう者にとっての「手話は言語」であり、お互いの意思を伝える手段であるということを広く周知していくことを主としていますが、知っていますか？

障害者手帳を持っていない人への質問

障害者手帳を持っていない人では、富士市手話言語条例の中の「手話は言語」であるということについて「知っている」は28.4％、「知らない」は69.6％となっています。

　手話言語条例の認知はまだ十分ではないことから、「手話は言語」であることの周知啓発を行う必要があり、合わせてろう者の情報取得を支援するための事業を実施します。

**【具体的な施策】**

（１）情報、コミュニケーション支援の充実

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業名 | 担当課 | 施策の内容 |
| 手話通訳者の設置 | 障害福祉課 | 聴覚障害者のコミュニケーションの円滑化を図るため、手話通訳者を設置する。 |
| 手話通訳者派遣事業 | 障害福祉課 | 手話を用いる聴覚障害者のコミュニケーションを支援するため、手話通訳者を派遣する。 |
| 事業名 | 担当課 | 施策の内容 |
| 要約筆記者派遣事業 | 障害福祉課 | 中途失聴者への情報提供を行うため要約筆記  者を派遣する。 |

（２）行政情報の取得しやすさの向上

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業名 | 担当課 | 施策の内容 |
| 日常生活用具給付事業 | 障害福祉課 | 視覚や聴覚の障害により情報へのアクセス及  び発信に困難を伴う障害者に対し、情報･意  思疎通支援用具を給付する。 |
| 音声行政情報提供事業 | 障害福祉課 | 音声行政情報提供事業を実施し、広報ふじ、福祉のしおりなどを音訳してＣＤなどに録音し、希望者に提供する。 |
| 点字図書・録音図書の制作 | 中央図書館 | 視覚障害者へ情報提供を行うため点字図書・録音図書を制作する。 |
| 大活字本の収集 | 中央図書館 | 視覚障害者へ情報提供を行うため、大活字本  の収集をする。 |
| 字幕・手話付きＤＶＤの収集 | 中央図書館 | 聴覚障害者へ情報提供を行うため、字幕また  は手話つきＤＶＤの収集をする。 |
| 送付文書の視覚障害者対応 | 障害福祉課 | 希望する視覚障害者に対して市からの発送文  書を点字化、拡大文字化、音声コード化して  送付する。 |
| 市長定例会見での手話による情報提供 | シティプロモーション課 | 市長定例記者会見に手話通訳をつける。 |
| 点字、音声版選挙公報の提供 | 選挙管理委員会事務局 | 障害者に配慮した選挙情報の提供を行う。 |

**基本目標２　いきいきと安心して暮らし続けられるまちづくり**

**１．生活支援の充実**

**【現状と課題】**

障害のある人も、ない人も、自分で望むように、地域で暮らし続けることができるまちが求められています。そのためには、その人らしい暮らしの支えとなる障害福祉サービスが必要です。このため、市は、これまでも、居宅介護や重度訪問介護などの訪問系サービスや、生活介護、自立訓練、就労継続支援など日中活動系サービスの充実を図ってきました。

しかし、障害のある人が自分で希望し、選んだ暮らし方を支えるためには、さらにサービスの提供体制を充実させていかなければならず、支援を担う人材の育成と、これらの障害福祉サービスを利用するための相談支援の充実が重要な課題となっています。

障害福祉サービスの必要性は、障害の種類や重さ、一人ひとりの暮らし方により様々です。だれもが地域で自分らしく暮らしていくことができるよう、様々な必要性に対応し、進学や就職などのライフステージの変化によって途切れない支援を行うため、障害福祉サービスの充実が求められています。

**【目指すべき姿】**

**「だれもが自分で希望する暮らしを実現し支えられるまち」**

障害福祉サービスの充実に努め、また、障害のある人の地域生活を支える拠点づくりと、精神障害のある人が地域において安心して自分らしく生活するための仕組みづくりを行い、障害のある人が自分で選んだ暮らし方で、住み慣れた地域で暮らし続けられるまちを目指します。

**◎市民アンケートより**（「障害者計画策定のためのアンケート調査」令和4年12月）

今の生活に幸せを感じていますか。

障害者手帳を持っている人への質問

現在の生活について幸せを感じる度合いは、全体では、「おおむね感じている」が33.3％で最も多くなっています。

年代別にみると、40代では約3割が「あまり感じていない」「ほとんど感じていない」「まったく感じていない　」と回答しています。

**【具体的な施策】**

（１）生活支援体制の整備

□相談支援体制の拡充

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業名 | 担当課 | 施策の内容 |
| 基幹相談支援センターの運営 | 障害福祉課 | 基幹相談支援センターにおいて、総合的･専門的な相談支援、相談支援事業所への指導･助言、人材育成の支援等相談支援体制の充実を図る。 |
| 富士市障害者等相談支援事業 | 障害福祉課 | 障害者等からの相談に応じて必要な情報の提供・助言等を行い、虐待防止のために関係機関と連携し、障害者の権利擁護支援を行うため、障害者相談支援事業を実施する。 |
| 特定相談支援事業  障害児相談支援事業 | 障害福祉課  こども発達センター | 障害福祉サービスの利用支援のために計画相談支援事業、障害児相談支援事業を実施する。 |
| 地域相談支援 | 障害福祉課 | 施設入所者、医療機関入院者の地域移行、地域定着を支援するために障害者等相談支援事業を実施する。 |
| 富士市障害者自立支援協議会との連携 | 障害福祉課 | 相談支援体制拡充のため、障害当事者、家族、障害福祉サービス事業者、関係機関等がそれぞれの情報を共有して協働するための組織である富士市障害者自立支援協議会と連携する。 |
| 障害者相談員の活動 | 障害福祉課 | 地域において身体、知的、精神障害当事者や家族の相談相手となり生活を支えるための活動を障害者相談員に委嘱し協働する。 |
| 富士市難病団体連絡協議会が開催する総合相談会への職員派遣、広報 | 保健医療課 | 富士市難病患者・家族連絡会が行う総合相談会へ職員を派遣する。 |
| 障害福祉に関する情報提供 | 障害福祉課 | 障害者福祉のしおり、精神保健福祉のしおり等の資料や市ウェブサイトを活用して障害福祉に関する情報提供を行いサービス利用を支援する。 |
| 重層的支援体制整備事業 | 福祉総務課 | 住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、重層的支援体制整備事業を実施する。 |

（２）在宅サービス等の充実

□在宅サービス等の充実

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業名 | 担当課 | 施策の内容 |
| 居宅介護の実施 | 障害福祉課 | 居宅で日常生活・社会生活を営むことができるように介護や家事等を援助する居宅介護（ホームヘルプ）を実施する。 |
| 重度訪問介護の実施 | 障害福祉課 | 重度の肢体不自由、重度の知的、精神障害により常時の介護を必要とする者が居宅で日常生活・社会生活を営むことができるように介護や家事等を援助する重度訪問介護を実施する。 |
| 同行援護の実施 | 障害福祉課 | 視覚障害により移動に著しい困難を有する者の外出に同行し移動の援護等を行う同行援護を実施する。 |
| 行動援護の実施 | 障害福祉課 | 知的、精神障害により移動に著しい困難を有する者が行動する際に生じうる危険を回避するための援護等を行う行動援護を実施する。 |
| 短期入所の実施 | 障害福祉課 | 障害者支援施設等の入所施設に短期間入所して介護等必要な援助を行う短期入所を実施する。 |
| 自立訓練(生活訓練）、宿泊型自立訓練の  実施 | 障害福祉課 | 入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談・助言等必要な支援を行う自立訓練(生活訓練)、宿泊型自立訓練を実施する。 |

□居住の場の確保

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業名 | 担当課 | 施策の内容 |
| 共同生活援助の実施 | 障害福祉課 | 主として夜間に共同生活を営むべき住居において日常生活上の介護、相談など必要な支援を行う共同生活援助(グループホーム)を実施する。 |
| 施設入所支援の実施 | 障害福祉課 | 主として夜間に障害者支援施設において日常生活上の介護、相談など必要な支援を行う施設入所支援を実施する。 |
|  |  |  |
| 事業名 | 担当課 | 施策の内容 |
| 療養介護の実施 | 障害福祉課 | 医療と常時の介護を必要とする障害者に対し医療機関への入院に併せて機能訓練や日常生活上の介護等必要な支援を行う療養介護を実施する。 |

（３）福祉用具の利用支援

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業名 | 担当課 | 施策の内容 |
| 補装具給付事業 | 障害福祉課 | 障害者の身体機能を補完、代替するため長期間にわたって使用する義肢、装具、車いすなどの補装具の給付及び貸与、修理を行う。 |
| 日常生活用具給付事業（再掲） | 障害福祉課 | 障害者の日常生活がより円滑に行われるため幅広く利用される日常生活用具の給付を実施する。 |

（４）人材の育成

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業名 | 担当課 | 施策の内容 |
| 基幹相談支援センター講演会 | 障害福祉課 | 地域の相談支援事業者等の人材育成のため、相談支援事業者、サービス提供事業者を対象に外部講師を招いた専門的研修を実施する。 |
| 音訳ボランティア養成講座 | 障害福祉課 | 視覚障害者へ音声による情報提供を行う音訳ボランティア養成講座を開催する。 |
| 自立支援協議会研修 | 障害福祉課 | 富士市障害者自立支援協議会に各専門部会での研修事業を委託する。 |
| 点訳講習会の開催 | 障害福祉課 | 視覚障害者へ点字による情報提供を行う点訳ボランティアを養成するため点訳講習会を開催する。 |
| ウェブアクセシビリティ研修の開催 | シティプロモーション課 | だれもが容易に情報を共有できる市ウェブサイトを作成するため職員を対象にウェブアクセシビリティ研修を実施する。 |
| 手話奉仕員養成講座 | 障害福祉課 | 手話を用いる聴覚障害者のコミュニケーションを支援するため手話奉仕員養成講座を開催する。 |
| 要約筆記はじめて講座 | 障害福祉課 | 中途失聴者への情報提供を支援するため要約筆記はじめて講座を開催する。 |
| 事業名 | 担当課 | 施策の内容 |
| 講演会 | こども発達センター | 障害に関する理解を深め、日々の実践に役立てるために、大学教授など外部から講師を招いて研修講座を行う。 |
| 講座ゼミ | こども発達センター | 障害に関する基本的な知識を身につけるための講座をこども発達センター職員が講師を務めて開催する。 |
| 基礎研修 | こども発達センター | 発達障害の基本を学ぶ公開講座ゼミをこども発達センター職員が講師を務めて開催する。 |
| みはら園体験研修 | こども発達センター | みはら園の保育に参加し、こどもへの関り方や環境のづくり方などをじかに体験するみはら園体験研修を開催する。 |

**２．保健・医療の充実**

**【現状と課題】**

いつでも健康な状態を保ち、安心して生活していくためには、正しい生活習慣を身につけること、できるだけ早く病気を見つけること、地域において質の高い医療を受けられることが必要です。

このため、市は、一人ひとりが健康についての関心と正しい知識を持ち、みんなで健康づくりを行うための環境整備と、高度で専門的な診療体制を持つ中央病院と、地域の病院、診療所が連携して医療を提供するための取組を進めています。

特に、障害がある人や、基礎疾患を抱える人にとって、保健・医療の充実は重要であり、保健・医療の関係機関がさらに互いの連携を強め、その人がいつでも、途切れない保健・医療サービスを受けられる体制が求められています。

また、身体だけではなく、こころの健康についても、みんなが正しい知識を持ち、必要な人がもれなく医療を受けられるよう、精神保健・医療の充実に取り組む必要があります。

**【目指すべき姿】**

**「健やかに安心して暮らし続けられる、心身の健康と充実した医療のまち」**

保健、医療の各機関の機能の充実と連携強化を図り、だれもが身体とこころの健康づくりに取り組み、必要な医療を受けられるまちを目指します。

**◎市民アンケートより**（「障害者計画策定のためのアンケート調査」令和4年12月）

困ったり不安に思っていることはありますか。

障害者手帳を持っている人への質問（回答は複数選択）

　困ったり不安に思っていることをみると、「心身（体調）のこと」が59.5％で最も多く、これに「生活費やお金のこと」が36.1％、「将来のこと」が35.1％で続いています。

**【具体的な施策】**

（１）疾病の予防、早期発見、治療

□妊産婦、乳幼児の保健と医療

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業名 | 担当課 | 施策の内容 |
| 妊婦健康診査 | こども家庭課 | 安全な分娩と健康な児の出産のため、医療機  関に委託して公費負担による妊婦健康診査を  行う。 |
| 事業名 | 担当課 | 施策の内容 |
| ４か月児・10か月児健康診査 | 地域保健課 | 乳児の疾病の早期発見及び適切な保健指導を図るため、医療機関に委託して公費負担による４か月児・10か月児健康診査を実施する。 |
| １歳６か月児健康診査 | 地域保健課 | 幼児の健康の保持増進を図るため、１歳６か  月児健康診査を行う。 |
| ３歳児健康診査 | 地域保健課 | 幼児の健康の保持増進を図るため、３歳児健  康診査を行う。 |
| 周産期医療体制の充実 | 中央病院・病院総務課 | 静岡県の地域周産期母子医療センターとして、周産期医療体制の充実のため、施設及び設備  を整備する。 |

□生活習慣病の早期発見と重症化予防

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業名 | 担当課 | 施策の内容 |
| 特定健康診査 | 国保年金課 | 生活習慣病の発見と重症化予防を目的として、国保被保険者の40歳から74歳までを対象に  特定健康診査を実施する。 |
| 糖尿病性腎症等重症化予防事業 | 健康政策課 | 特定健康診査の結果、受診勧奨が必要な人、  生活習慣の改善が必要な人を対象に、家庭訪  問による受診勧奨、生活習慣改善の指導を実  施する。 |
| 特定保健指導 | 国保年金課 | 特定健康診査の結果、生活習慣病の発症リス  クが高い人に対して、医師・保健師・管理栄  養士などが特定保健指導を実施する。 |

□地域医療の充実

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業名 | 担当課 | 施策の内容 |
| 紹介率・逆紹介率の向上 | 中央病院・  地域医療連携  センター | 急性期医療を担う地域の基幹病院として地域  の病院、診療所等との連携を強化し、かかり  つけ医との医療の機能分担を目的とした紹介  予約制度を実施する。 |
| 富士市立中央病院地域医療連携施設運営委員会の開催 | 中央病院・  地域医療連携センター | 医師会、県（保健所）、市（保健部）との意見交換のため地域医療連携施設運営委員会を開催する。 |
| 事業名 | 担当課 | 施策の内容 |
| 地域連携だよりの発行 | 中央病院・  地域医療連携センター | 地域連携関係の情報発信のための広報誌「地  域連携だより」を発行する。 |

□健康に関する正しい知識の普及、啓発

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業名 | 担当課 | 施策の内容 |
| 健康教育 | 地域保健課 | 健康づくりや生活習慣病予防等に関する正し  い知識の普及を図るための健康教育を実施する。 |

（２）障害のある人への保健、医療の充実

□良質な保健、医療の提供

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業名 | 担当課 | 施策の内容 |
| 健康相談 | 地域保健課 | 心身の健康に関する個別の相談に応じて必要な指導及び助言を行い、個人及び家庭における健康管理を図るため、健康相談を実施する。 |
| 予防接種事業 | 健康政策課 | こどもの健診や予防接種等の保健事業について、対象月の前月に個別で案内通知を発送し  周知する。 |
| 健康診査事業 | 健康政策課 | 「がん検診等受診券」と一緒に検診の受け方等をまとめた「検診ガイド」を対象世帯に郵送し保健事業について周知する。 |
| リハビリテーション運営業務 | 中央病院・  地域医療連携センター | 急性期の治療直後、または治療と並行した早期リハビリテーションの導入、効果的な実施のため、専門医によるリハビリ診察、リハビリ運営委員会の開催、休日リハビリの実施などリハビリ機能の充実に取り組む。 |
| 医療体制の充実 | 中央病院・病院総務課 | 医師確保対策の強化、高度医療機器の適切な  導入など良質な医療の提供に取り組む。 |
|  |  |  |
| 事業名 | 担当課 | 施策の内容 |
| 総合相談センター、がん相談支援センター業務 | 中央病院・  地域医療連携センター | 良質な医療をやさしく安全に提供するため総  合相談センター、がん相談支援センター業務  において看護相談、よろず相談、医療福祉相談、がん相談など多種にわたる相談を実施し  相談内容に対応する。 |
| 県立こども病院との連携強化 | 中央病院・  地域医療連携  センター | 県立こども病院との連携を強化しスムーズな  紹介、転院を実施する。 |
| セカンドオピニオンの実施 | 中央病院・  地域医療連携  センター | セカンドオピニオンを積極的に推進し、セカンドオピニオン外来での相談受け入れ、患者からの希望に応じた他院への情報提供を実施する。 |

□障害の疑いがあるこどもへの対応

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業名 | 担当課 | 施策の内容 |
| 整形外科医療相談  小児神経科医療相談 | こども発達センター | 家族や担当職員が診断の説明や療育に関する  専門的な助言を受けるための整形医療相談、  小児科医相談を実施する。 |
| 医療との連携 | こども発達センター | 医療との連携のため医療機関からの紹介状を  受け、また情報提供を行う。 |

□難病患者への対応

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業名 | 担当課 | 施策の内容 |
| 指定難病患者等療養扶助費の支給 | 保健医療課 | 指定難病等に罹患している患者に対して、療  養に伴う経費の軽減を図るため、指定難病患  者等療養扶助費を支給する。 |
| 小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付 | 保健医療課 | 小児慢性特定疾病児童等の日常生活における  利便性向上のため、小児慢性特定疾病児童日  常生活用具を給付する。 |
| 難病団体援護活動費補助金の交付 | 保健医療課 | 富士市難病患者・家族連絡会の総合相談会の開催及び各種事業の実施等に要する経費に対し難病団体援護活動費補助金を交付する。 |
|  |  |  |
| 事業名 | 担当課 | 施策の内容 |
| 難病患者介護家族リフレッシュ事業 | 保健医療課 | 市から委託を受けた訪問看護ステーションに  よる滞在型看護の利用または登下校や在校時  における医療的ケアの利用について看護料の  一部を補助する難病患者介護家族リフレッシ  ュ事業を実施する。 |

□障害のある人への医療費の助成

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業名 | 担当課 | 施策の内容 |
| 更生医療の助成 | 障害福祉課 | 身体障害者手帳に記載されている障害で、治  療によりその障害が軽減され、日常生活の向  上が認められる身体障害者に対し医療費を  助成する更生医療を実施する。 |
| 育成医療の助成 | 障害福祉課 | 18歳未満で身体障害者福祉法に定める障害を有  する者、また現に持つ疾患を放置すれば障害に  なることが見込まれる者に対し医療費を助成す  る育成医療を実施する。 |
| 重度心身障害児（者）医療費助成 | 障害福祉課 | 重度心身障害児（者）の健康の保持と介護者の世帯の福祉の向上のため、重度心身障害児（者）医療費助成金を支給する。 |
| 精神障害者医療費の  助成 | 障害福祉課 | 精神障害者及び世帯の負担軽減のため、精神科病院の入院期間が３か月を超え、かつ、引き続き６か月以上の入院が必要であると認められる精神障害者に対し精神障害者医療費助成金を支給する。 |

（３）精神保健、医療の推進

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業名 | 担当課 | 施策の内容 |
| ストレス相談 | 健康政策課 | 仕事・人間関係・家族関係等に関する悩み・  不安などについて、臨床心理士が相談を受け  るストレス相談を実施する。 |
| 児童生徒へのカウンセリング | 特別支援教育センター  (学校教育課) | 小・中学校において相談室での相談活動や休み  時間等での声掛け、日常的な場面での相談な  ど児童生徒に対するカウンセリングを実施する。 |
| 事業名 | 担当課 | 施策の内容 |
| 教職員及び保護者に対する助言及び支援 | 特別支援教育センター  (学校教育課) | 児童生徒への個別対応に関する助言及び支援、ケース会議等での助言など教職員及び保護者に対する助言及び支援を実施する。 |
| カウンセリング等に関する情報の収集及び提供 | 特別支援教育センター  (学校教育課) | 学校からの相談に関する情報交換や協議、授  業中の児童生徒の観察や校内巡回による情報  の収集など児童生徒のカウンセリング等に関  する情報の収集及び提供を行う。 |
| 要望への対応 | 特別支援教育センター  (学校教育課) | 校長からの要請により生徒指導関係会議への  参加、緊急対応としてのカウンセリング業務  を行う。 |
| こころのゲートキーパー研修 | 健康政策課 | 悩んでいる人に気づき声を掛け、話を聞いて、必要な支援につなげ見守るこころのゲートキ  ーパーを養成するための研修会を開催する |
| 広報ふじ特集ページ | 障害福祉課 | 広報ふじ特集ページ等を利用して市民に対し、精神疾患等について啓発する。 |
| 医療観察法によるケア会議 | 障害福祉課 | 緊急入院が必要となったケースへの対応や未  治療者、医療中断者を医療につなげるため保  健所、医療機関と連絡調整等を行う。 |
| 医療観察法が適用されたケースについて保護  観察所の社会復帰調整官、指定医療機関と連  携し必要な対応を行う。 |

**基本目標３　自分の力を育み、発揮できるまちづくり**

**１．早期療育の充実**

**【現状と課題】**

障害のあるこどもにとって、障害による困難を軽減し、健やかに成長していくために、幼少時から適切な療育を受けることが重要です。

このため、市は、乳幼児の健康診査や健康相談、家庭訪問、保育園・幼稚園訪問などで障害の早期発見に努め、早期療育につなげる取組を進めています。

近年、こどもの発達についての相談は増加し、相談内容が多様化・複雑化しています。このため、こども一人ひとりの発達に応じたきめ細かな療育を実施する体制づくりが求められています。

**【目指すべき姿】**

**「一人ひとりが持っている自分の力を大切に育むまち」**

関係機関が連携して、障害の早期発見に努め、幼少期から効果的な療育を実施することで、一人ひとりが自分の資質を伸ばして成長できるまちを目指します。

**【具体的な施策】**

（１）障害の早期発見のための対策の充実

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業名 | 担当課 | 施策の内容 |
| こども発達センターとの連携 | 地域保健課 | 乳幼児の健康診査や健康相談、家庭訪問等で障害を持つこどもの早期発見に努め、こども発達センターでの早期療育につなげる。 |
| 1才6か月及び3歳児健診、にこにこ教室に参加 | こども発達センター | こども発達センターと地域保健課との連携、情報交換のため、1歳6か月及び3歳児健診、おやこ教室等にこども発達センター保健師、セラピストなどスタッフが参加する。 |
| 健診事後個別相談「おやこ相談」 | 地域保健課 | 認定心理士、臨床発達心理士がこどもの発達や保護者の育児に関する相談を行い、保護者が安心して育児ができるよう、「おやこ相談」を実施する。 |
| 幼児発達支援事業　おやこ教室 | 地域保健課 | 発達面で気になる幼児と保護者を対象に、幼児期に必要な愛着形成や自己肯定感の確立を目指すため、心理職・保育士・保健師がグループ支援を行う幼児発達支援事業「おやこ教室」を実施する。 |

（２）早期療育の充実

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業名 | 担当課 | 施策の内容 |
| 発達相談室 | こども発達センター | 発達の遅れやつまづきが見られる就学前のこどもを対象に、こどもの発達状況に応じて各スタッフが心理発達相談、発達検査、言語相談及び指導、摂食指導、運動機能訓練、保健指導等を実施する。 |
| 親子教室 | こども発達センター | 発達の気になる幼児を対象にこどもの年齢や発達状況に応じたグループを編成し、集団活動により基本的生活習慣の確立や遊びを通して保護者がこどもに適切なかかわりができるよう「親子教室」を実施する。 |
|  |  |  |
| 事業名 | 担当課 | 施策の内容 |
| 児童発達支援 | こども発達センター | 「こども発達センターみはら園」にて、発達に遅れや気掛かりのあるこどもの就学前の通園施設として、食事、排せつ、着脱等の身辺自立への指導のほか必要な療育を行う。 |
| 統合保育の実施 | 保育幼稚園課 | 保育園、幼稚園、認定こども園において、心身に障害を持つこどもも、持たないこどもも、隔てることなく集団保育の中で適切な指導を実施することにより、健全な社会性の発達を促す統合保育を実施する。 |
| 特別支援保育研修会の実施 | 保育幼稚園課 | 各園の統合保育実践例を出し合い、こどもたちの成長発達にかかわる職員の専門性を高める特別支援保育研修会を実施する。 |
| 特別支援保育連絡会の開催 | 保育幼稚園課 | 富士市の統合保育のあり方について、意見交換、専門研修を行う特別支援保育連絡会を開催する。 |
| 幼稚園特別支援教育研修会の開催 | 保育幼稚園課 | 障害児に対する理解を深め、対応の仕方等の研修を行う幼稚園特別支援教育研修会を開催する。 |
| 園訪問 | こども発達センター | こども発達センタースタッフが保育園、幼稚園を訪問し、集団の中でのこどもの様子を把握するとともに、園内会議に参加して情報交換や保育士、教諭に対する助言を行う。 |

**２．教育の振興**

**【現状と課題】**

平成２７年４月に開設された特別支援教育センターでは専門的な職員が保護者、学級の支援を行うとともに、医療・福祉・就労などの関係機関と連携を図り、特別支援教育の充実に努めています。

近年、こどもの発達についての相談は増加し、相談内容が多様化・複雑化しています。このため、こども一人ひとりの発達に応じたきめ細かな療育と学習支援を実施するとともに、関係機関が連携を深め、地域の中で、就学前、就学中、卒業後と、継続的な支援を実現する体制づくりが求められています。

**【目指すべき姿】**

**「ライフステージを通じて一人ひとりの成長を支え、共生できるまち」**

障害のあるこども一人ひとりに合わせた支援を実施することで、障害のある子とない子が一緒に学び、共に成長できるまちを目指します。

**【具体的な施策】**

（１）障害のある児童、生徒への支援の充実

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業名 | 担当課 | 施策の内容 |
| 就学にあたっての情報引継ぎ | こども発達センター | 小学校への入学にあたり、学校生活をスムーズにスタートできるように、スタッフが学校へ出向き、こどもの特性や配慮して欲しい点などを伝える。 |
| 教育相談 | 学校教育課・  特別支援教育センター | 特別支援教育センターにおいて、心理判定士、作業療法士、社会福祉士、言語聴覚士等の専門職員を集約配置し、保護者や学校からの相談に対して、専門的な助言、支援を行う。 |
| 新１年生応援  シート | 学校教育課・  特別支援教育センター | 学校が事前にこどもの特性を捉え、担任の指導に役立てスムーズな就学を支援するため、小学校入学児の保護者に新１年生応援シートを配布する。 |
| 富士市就学支援委員会の実施 | 学校教育課・  特別支援教育センター | 医学、心理学、教育学その他の障害のある児童生徒の就学に関する専門的知識を有する者及び学校職員で構成する富士市就学支援委員会を開催し、特別支援教育センターまたは富士市就学支援委員が就学時健康診断で配慮が必要であると思われるこどもと保護者に面接、行動観察などを行って把握したこどもの特性等に適した就学の場を審議する。 |
| 小１教室 | 学校教育課・  特別支援教育センター | 小１グループに通っていた児童を対象に小１教室を開設して支援方法をさぐり、保護者にも児童に合う支援方法を知らせ、保護者と学校とが協力関係を構築できるように助言や情報提供をする。 |
| サポート員配置 | 学校教育課・  特別支援教育センター | 特別支援学級や通常学級において配慮や支援を必要としている児童生徒の人数や実態に応じて特別支援学級サポート員や特別支援教育サポート員を配置する。 |
|  |  |  |
| 事業名 | 担当課 | 施策の内容 |
| 巡回相談 | 学校教育課・  特別支援教育センター | 通常学級に在籍する発達障害のある児童生徒に対し、必要に応じて巡回学習相談員や専門職員が相談に応じ、特別支援教育コーディネーター、保護者と協議しながら個別の教育支援計画・指導計画を作成する。 |
| サポート員研修 | 学校教育課・特別支援教育センター | 特別支援学級サポート員や特別支援教育サポート員等の資質向上のため、サポート員の役割、発達障害の理解、支援方法等について大学教授の講演、グループワーク等を行うサポート員研修を実施する。 |
| 富士市特別支援  教育連携協議会 | 富士特別  支援学校・  学校教育課・  特別支援教育センター | 障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、個々のニーズに応じた支援の充実や支援体制の整備を推進し、関係機関との連携を円滑に推進するため、特別支援学校の特別支援教育コーディネーターが市の各種委員会へ参加する。 |
| 新任特別支援教育コーディネーター研修会 | 学校教育課・  特別支援教育センター | 特別支援教育コーディネーターの役割や指導法の向上を目指す研修会を実施する。 |
| 個別の教育支援  計画の見直し | 学校教育課・  特別支援教育センター | 特別支援学級在籍児童生徒や巡回相談を受けている通常学級在籍児童生徒について、保護者と生育歴、学習の様子、生活の様子、医療面、社会性等について相談しながら個別の教育支援計画を作成し、関係機関と連携する。 |
| 情報交換 | 学校教育課・  特別支援教育センターほか | 特別支援教育センターと福祉、医療、保健の各関係機関とが連携を取り、一貫した指導を実現する。 |
| アフター５特別支援教育講座 | 学校教育課・  特別支援教育センター | 違いを認め合える学級づくり授業づくりを支援するため、ユニバーサルデザインの考え方を活かした授業づくりについての講話や、専門職・巡回学習相談員の実践例を紹介するアフター５特別支援教育講座を開催する。 |
|  |  |  |
| 事業名 | 担当課 | 施策の内容 |
| 児童発達支援 | 障害福祉課 | 発達に遅れや気掛かりのあるこどもに日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う児童発達支援を実施する。 |
| 居宅訪問型児童発達支援の実施 | こども発達センター・障害福祉課 | 重度の障害などにより外出が著しく困難な障害児に対して、居宅を訪問して発達支援を行う居宅訪問型児童発達支援を実施する。 |
| 放課後等デイサービスの実施 | 障害福祉課 | 障害のある児童生徒に対して、放課後や休日に、通所により生活能力の向上のために必要な療育や、社会との交流の促進など、必要な支援を継続的に行う放課後等デイサービスを実施する。 |
| ふじやま学園の  運営 | 障害福祉課・  ふじやま  学園 | ふじやま学園において、入所児童に対して日常生活に必要な支援、社会的自立に向けた知識・技能の習得のための支援を行うとともに、在宅児童の支援として短期入所、日中一時支援を実施し、保護者からの相談に対応する。 |
| ケース会議の開催 | 障害福祉課ほか | 特別支援学校、特別支援教育センター、サービス事業所、相談支援事業所、市担当者、保護者等が集まりケース会議を実施する。 |
| 保育所等訪問支援 | こども発達センター | 発達に遅れや気掛かりのあるこどもが地域で生活していくために、こどもが通う園を訪問して支援を行う保育所等訪問支援を実施する。 |

（２）学校卒業後の支援体制の充実

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業名 | 担当課 | 施策の内容 |
| ケース会議の実施 | 学校教育課・特別支援教育センター、障害福祉課ほか | 適切な進路を選択し、卒業後は新しい環境に円滑に移行できるようにするため、特別支援学級を卒業予定の生徒に対して、学校、特別支援教育センター、サービス事業所、相談支援事業所、市担当者、保護者等が集まりケース会議を開催する。 |
| 移行支援会議への参加 | 障害福祉課、  特別支援  学校ほか | 適切な進路を選択し、卒業後は新しい環境に円滑に移行できるようにするため、特別支援学校を卒業予定の生徒に対して、学校、サービス事業所、相談支援事業所、企業、市担当者、保護者等が集まり開催される移行支援会議に参加する。 |

**３．雇用・就労、経済的自立の支援**

**【現状と課題】**

障害のある人にとっても、就労することは、経済的な自立の手段であるとともに、働く喜びを持ち、知識や技能を高めるために大切なことです。

このため、市は、障害者総合支援法に基づく就労支援事業を実施するとともに、就労機能パワーアップ事業により障害のある人の働く場の開拓や職場への定着、就労継続支援事業所を利用する人の工賃アップに取り組むなど、障害がある人の就労支援を進めてきました。また平成２９年４月にはユニバーサル就労支援センターを開設し、様々な理由から働きたくても働くことができない状態にある人の支援に当たっています。

しかしながら、障害のある人にとって、職場の環境や、ともに働く人々とのコミュニケーションの問題など、充分に整えられているとは言えない状況にあり、さらに障害のある人の雇用の促進や職場定着に向けての支援を充実させることが求められています。

**【目指すべき姿】**

**「だれもが自分の力を発揮し、輝けるまち」**

障害のある人の雇用と就労を支援し、経済的な自立を促すことで、だれもが自分の資質を活かしていきいきと暮らせるまちを目指します。

**◎市民アンケートより**（「障害者計画策定のためのアンケート調査」令和4年12月）

働くことについてどのように考えますか。

障害者手帳を持っている人への質問（回答は複数選択）

働くことの考えをみると、全体では、「自分の体調に合わせて働きたい」が18.7％で最も多くなっています。

年代別にみると、16～29歳の人は「正規雇用で働きたい」、30代～50代では「就労支援サービスを利用したい」と回答した人が多くなっています。60歳以上では「働きたくない」と回答した人が多くなっています。

**【具体的な施策】**

（１）雇用・就労の支援

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業名 | 担当課 | 施策の内容 |
| 障害者就職面接会 | 商業労政課 | 富士公共職業安定所が主催する、就職を希望する障害者と採用を募集する事業所との面接会を静岡県、富士宮市等と共催する。 |
| 就労困難者就労支援事業 | 生活支援課 | ユニバーサル就労支援センターにおいて、就労困難者個々の特性に合わせた支援を行うため、アセスメントやキャリアカウンセリングを行う就労困難者支援事業を実施する。 |
| 協力企業等開拓事業（受け皿開拓） | 生活支援課 | ユニバーサル就労支援センターにおいて、就労困難者に多様な働き方を提供できる企業等を調査・訪問し、就労、就職につなげる協力企業等開拓事業を実施する。 |
| ユニバーサル就労周知啓発事業 | 生活支援課 | ユニバーサル就労広報係において、市民や企業に向けてユニバーサル就労の広報や啓発活動を行い、市全体にユニバーサル就労に関する情報を発信するユニバーサル就労周知啓発事業を実施する。 |
| 企業立地促進奨励金 | 産業政策課 | 事業所の新設及び増設等に伴い、新たに富士市民を雇用する企業に対して交付する企業立地促進奨励金において、障害者雇用については補助額を上乗せして交付する。 |
| 建設工事総合評価競争入札 | 契約検査課 | 市の入札制度において、建設工事競争入札参加者の格付及び選定要領に定める格付の評価項目、総合評価競争入札の評価項目に障害者の雇用状況を加え、障害者雇用を促す。 |
| 障害者就労機能パワーアップ事業（企業開拓・雇用定着支援） | 障害福祉課 | 関係機関と連携を取り、企業訪問などにより障害者を雇用する職場の開拓、障害者の雇用定着を図るため、障害者就労機能パワーアップ事業を実施する。 |
| ユニバーサル農業事業 | 農政課 | 農福連携事業として、障害者就労継続支援事業所等への農作物栽培支援を実施する。 |
| 事業名 | 担当課 | 施策の内容 |
| 就労移行支援の実施 | 障害福祉課 | 就労を希望し、一般就労が可能と見込まれる障害者に対し、就労に必要な知識・能力の向上のための訓練など必要な支援を行う就労移行支援を実施する。 |
| 就労継続支援Ａ型の実施 | 障害福祉課 | 一般就労が困難な障害者のうち、継続的な就労が可能な者に対し、雇用契約に基づく就労の場を提供し、一般就労に必要な知識・能力の向上のための訓練など必要な支援を行う就労継続支援Ａ型を実施する。 |
| 就労継続支援Ｂ型の実施 | 障害福祉課 | 一般就労、雇用契約に基づく就労が困難な障害者に対し、就労や生産活動の機会を提供し、就労に必要な知識・能力の向上のための訓練など必要な支援を行う就労継続支援Ｂ型を実施する。 |
| 就労定着支援の実施 | 障害福祉課 | 一般就労へ移行した後、就労に伴う生活面での課題に対応するべく、事業所と家族、関係機関との連絡調整や指導、助言など必要な支援を行なうため新たに創設される就労定着支援を実施する。 |

（２）経済的自立の支援

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業名 | 担当課 | 施策の内容 |
| 障害者就労施設等からの物品等調達の推進 | 障害福祉課 | 障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等からの物品等調達方針を策定し、障害者就労施設等からの物品及び役務の調達を推進する。 |
| 障害者就労機能パワーアップ事業（工賃アップに向けた支援） | 障害福祉課 | 就労継続支援事業所利用者の工賃アップに取り組むため就労機能パワーアップ事業を実施する。 |
| 特別障害者手当ほか | 障害福祉課 | 障害者の所得保障の一環として、また障害者及び介護者の福祉の向上を図るため特別障害者手当ほか各種手当を支給する。 |

**４．施設や病院からの地域生活への移行の促進**

**【現状と課題】**

障害のある人が住み慣れた地域で当たり前の暮らしが保障されるべきというノーマライゼーションの理念に基づき、施設や病院から地域生活への移行を進めていくことが重要であり、その中で生じる様々な課題に対応し、住み慣れた地域での生活を継続できるよう、支援体制を充実させる必要があります。

このため、市は障害のある人が地域での生活を送るために必要な、居宅介護（ホームヘルプサービス）等の在宅サービスや、日中活動の場である生活介護等の通所系のサービスを実施し、支援しています。

しかしながら、障害のある人にとって、重度の障害のある人を受入れられる通所系サービスや、身の回りの介護を行う在宅サービス等を提供できる事業所が充分に整えられているとは言えない状況にあるため、さらに支援を充実させることが求められています。

**【目指すべき姿】**

**「みんなで助けあい、だれもが望む暮らしを続けられるまち」**

障害のある人の地域での暮らしをサポートする、在宅サービスと日中活動を支援、充実させることで、だれもが自分の希望する暮らしを続けられるまちを目指します。

（１）日中活動の充実

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業名 | 担当課 | 施策の内容 |
| 生活介護の実施 | 障害福祉課 | 常に介護を必要とする障害者に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供する生活介護を実施する。 |
| 日中一時支援の実施 | 障害福祉課 | 障害児（者）の日中における活動の場の確保と、家族の就労支援並びに一時的な休息を目的として日中一時支援を実施する。 |
| 地域活動支援センター事業の実施 | 障害福祉課 | 地域生活を営む障害者に対し、創作的活動や生産活動の機会を提供し、併せて社会との交流の促進等の便宜を供与することにより、障害者の地域生活の促進を図るため、地域活動支援センター事業を実施する。 |
| 障害児（者）カルチャー講座 | 障害福祉課 | 障害者が社会生活を送る上で必要な技能を修得しながら仲間づくりを進め、余暇活動の充実を図るため、障害児（者）カルチャー講座を開催する。 |
| 心身障害児者ふれあい交流事業 | 障害福祉課 | 心身障害児(者)及び家族、ボランティアの交流を目的としてふれあい交流事業を行う。 |
| 各種イベント会場のバリアフリー化 | 社会教育課  ほか | 市民を対象とした各種講座や講演会等を行う際に、障害のある人も参加しやすいよう、バリアフリー施設を選定する。 |
| 障害者スポーツ教室の開催 | 文化  スポーツ課 | 障害者が自主的かつ積極的に行う障害者スポーツを障害の種類及び程度に必要な配慮をしつつ推進するため、障害者スポーツ教室等を開催する。 |
| 利用料減免制度 | 文化  スポーツ課 | 障害者のスポーツ活動を支援するため、マリンプール、その他の体育施設の利用料を減免する。 |

（２）地域生活への移行と定着

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業名 | 担当課 | 施策の内容 |
| 地域生活支援拠点等の整備 | 障害福祉課ほか | 障害者の地域での居住支援のため、相談、体験の機会の提供、緊急時の受け入れ・対応、専門性の高い支援、地域の体制づくりの機能を持つ地域生活支援拠点等を整備する。 |
| 自立訓練（機能訓練）の実施 | 障害福祉課 | 身体障害者や難病患者等に対し、リハビリテーションや生活等に関する相談・助言など必要な支援を行う自立訓練（機能訓練）を実施する。 |
| 自立訓練（生活訓練）の実施 | 障害福祉課 | 知的障害者や精神障害者等に対し、自立した日常生活を営む上で必要な訓練と、生活等に関する相談・助言など必要な支援を行う自立訓練（生活訓練）を実施する。 |
| 宿泊型自立訓練の  実施 | 障害福祉課 | 自立訓練（生活訓練）対象者のうち、日中は一般就労や障害福祉サービスを利用する者に対し、居住の場を提供し、帰宅後の家事等の日常生活能力を向上させるための支援などを行う宿泊型自立訓練を実施する。 |
| 地域移行支援の実施 | 障害福祉課 | 障害者支援施設に入所している障害者、精神科病院に入院している障害者など、地域生活に移行するための支援を必要とする者に対し、住居の確保など地域生活移行のための活動に関する相談、障害福祉サービス事業所等への同行など必要な支援を行う地域移行支援を実施する。 |
| 地域定着支援の実施 | 障害福祉課 | 地域生活移行後、地域生活を継続するために緊急時対応などの支援を必要とする者に対して常時の連絡体制の確保、相談対応などの支援を行う地域定着支援を実施する。 |
| 自立生活援助の実施 | 障害福祉課 | 施設入所支援、共同生活援助を利用していた者に対し、定期的な巡回訪問や随時の対応により円滑な地域生活に向けた相談、助言等必要な支援を行う自立生活援助を実施する。 |
|  |  |  |
| 事業名 | 担当課 | 施策の内容 |
| 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議の場の設置 | 障害福祉課ほか | 発達障害、高次脳機能障害を含む精神障害を有する者が、地域において安心して自分らしい生活を送るための地域包括ケアシステムを構築し、保健、医療、福祉関係者が連携して地域移行、地域定着を推進する。 |
| 空き家利活用支援補助金 | 住宅政策課 | 地域活性化に繋がる健康福祉支援の一環として、空き家を障害者支援施設等に改修することを支援する。 |

**基本目標４　安全で安心な住みやすいまちづくり**

**１．安全で快適な生活環境の整備**

**【現状と課題】**

障害のある人も、ない人と同じように、安全に、快適に活動することができる環境が求められています。

市は、これまでも、建築物や交通機関、歩行空間等のバリアフリー化を進めてきましたが、障害のある人を取り巻く環境には、まだ多くの障壁（バリア）が存在します。また、障害のある人に対応した設備がなく、行きたい所に出掛けられないこともあります。

これからも、建物や道路、交通機関などのバリアフリー化を進めていかなければなりませんが、車いすを利用する人にとってバリアとなる小さな段差が、目の不自由な人にとっては境界を示すものになるなど、バリアの捉え方も様々であり、難しい点があります。

障害のある人をはじめ、お年寄りや小さなこどもなど、だれにとっても暮らしやすい、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを行うために、いろいろな人たちの意見を聞くこと、まちの情報を発信していくことが必要です。

**【目指すべき姿】**

**「だれにとっても暮らしやすい、安全で快適なまち」**

建築物、交通機関、歩行空間などのバリアフリー化と、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを進め、障害のある人も、ない人も、だれもが安全で快適に生活し、社会参加できるまちを目指します。

**◎市民アンケートより**（「障害者計画策定のためのアンケート調査」令和4年12月）

「あまり外出しない」「まったく外出しない」と回答した人の、外出しない理由。障害者手帳を持っている人への質問（回答は複数選択）

　外出しない理由をみると、「外出する機会がない」が28.0％と最も多く、コロナ禍で外出を控えていると回答した人も見られました。年代別にみると、30代と40代では「交通手段がない」と回答した人が最も多くなっています。「その他」の内容をみると、「病院や施設に入所している」「健康上の理由」などの回答が多くみられました。

**【具体的な施策】**

（１）住宅、建築物などのバリアフリー化の推進

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業名 | 担当課 | 施策の内容 |
| 市営住宅施設維持管理事業における住戸改修工事 | 住宅政策課 | 市営住宅の改修等にあたりバリアフリー化を推進する市営住宅施設維持管理事業、市営住宅再生事業を実施する。 |
|  |  |  |
| 事業名 | 担当課 | 施策の内容 |
| 静岡県福祉のまち  づくり条例に基づ  く届出の受理及び  審査 | 建築指導課 | 障害者・高齢者等を含むだれもが自らの意思で自由に行動し、あらゆる施設を安全かつ円滑に利用することができるよう、建築物の新築・増築の際に施設のバリアフリー化に関する届出の受領及び審査を行い、基準に適合している旨の適合証及び表示プレートを交付する。 |
| 公共建築物のバリアフリー化の推進 | 施設保全課 | 公共建築物の新築等の際にはユニバーサルデザインに配慮し、手すり、スロープ、昇降機、多目的トイレ、車いす使用者用の駐車場等建築物の整備内容に必要な設備を整備する。 |
| 街区公園再整備  事業　ほか | みどりの課 | 新たな公園整備を行う際には、バリアフリー法及び都市公園の移動等円滑化整備ガイドラインに基づいた公園となるよう努めるとともに、既存施設の改修を行う場合についても、高齢者や障害のある方が安心して公園施設を利用することができるよう心掛ける。 |
| バリアフリー基本構想推進事業 | 都市計画課 | 高齢者や障害者をはじめとして、だれもが安全・安心・快適に移動できる環境の確保に向けて、主要な鉄道駅周辺等において策定したバリアフリー基本構想を推進し、バリアフリー化の実現に努める。 |
| バリアフリー  マップ | 障害福祉課 | 公共施設などのバリアフリー施設について、バリアフリーマップで公開する。 |
| 障害のある人に配慮した投票所の環境整備 | 選挙管理委員会事務局 | 障害のある人にとって投票しやすい環境を整備する。 |

（２）交通機関、歩行空間などのバリアフリー化の推進

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業名 | 担当課 | 施策の内容 |
| バスイベント開催事業 | 都市計画課 | 市民に対して路線バスに親しみと関心を持ち、公共交通のバリアフリーについて考える機会を提供するため、交通事業者との協働によるイベントを開催する。 |
|  |  |  |
| 事業名 | 担当課 | 施策の内容 |
| 幹線道路新設改良事業・歩道整備事業・主要幹線街路整備事業・街路事業関連道路整備事業 | 道路整備課 | 歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するため、バリアフリー化に配慮した歩道の整備、改良を行う。 |
| 交通安全普及事業 | 市民安全課 | 各地区が視覚障害者等の安全を図るために富士警察署に音響信号機の設置要望を提出する際の事前相談を受ける。 |
| 歩道等維持修繕事業 | 道路維持課 | 歩行者の安全を図るため、歩道等の維持修繕を迅速に行う。 |
| 道路照明灯等点検パトロール | 道路維持課 | 歩行者の安全を図るため、道路照明灯や地下道・駐輪場照明施設の夜間巡視点検により不灯状況の確認を行う。 |
| 市内一斉道路点検パトロール | 道路維持課 | 安全・安心な道路空間を確保するため、８月と１２月の年二回、市内認定道路の点検パトロールを行い、道路上の穴や段差、転落防止柵など道路施設の不具合箇所を修繕する。 |
| ゆずりあい駐車場 | 障害福祉課 | 公共施設や商業施設等に整備されている身体障害者用駐車場に、必要とする人が安心して駐車できるよう、県と連携してゆずりあい駐車場事業を推進する。 |

**２．防火・防災、防犯対策の推進**

**【現状と課題】**

南海トラフ地震のような大きな地震や、台風などの気象災害が起きることが心配されています。

障害のある人や高齢者のように、災害が起きたときに一人で避難することが難しい人たちには、地域の人たちの支援が必要であることから、市では、支援が必要な人の把握や、支援が必要な人の視点に立った防災訓練の実施などの対策を行っています。

今後も、災害が起きたときの被害をできるだけ少なくするために、一人ひとりが日頃から十分に備えをしておくとともに、地域の人たちが協力して対応する災害対策を進める必要があります。

また、障害の有無に関わらず、すべての人が犯罪の被害にあったり、巻き込まれることのない、安心で安全な地域社会をつくるため、一人ひとりが防犯意識を高め、関係機関や市民団体などが連携して取り組む必要があります。

**【目指すべき姿】**

**「みんなで防災、防犯に取り組む、安心して暮らせるまち」**

一人ひとりが十分に備えるとともに、地域で協力して防災、防犯対策に取り組む体制をつくり、だれもが安全で安心して暮らしていけるまちを目指します。

**◎市民アンケートより**（「障害者計画策定のためのアンケート調査」令和4年12月）

災害が起きたとき、困ることは何ですか。

障害者手帳を持っている人への質問（回答は複数選択）

災害が起きたとき、困ることをみると、「避難所で過ごすことが難しい」が35.5％で最も多く、これに「避難場所で支援が受けられるかが心配」「支援者がいないと避難できない」「どうしたらよいか決められない」が続いています。

**【具体的な施策】**

（１）災害対策

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 担当課 | | 施策の内容 | |
| 富士市地域防災計画の修正 | 防災危機管理課 | | 市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、各種災害に対応できるよう、富士市地域防災計画の見直し、修正を行う。 | |
| 災害・緊急情報支援キットの普及・啓発 | 福祉総務課 | | 災害時の要援護者の把握のため、災害・緊急支援情報キットの普及・啓発を行う。 | |
| 事業名 | | 担当課 | | 施策の内容 |
| 総合防災訓練（9月）  地域防災訓練（12月） | 防災危機管理課 | | 災害時の要援護者の支援体制を充実するため、各地区の自主防災会において総合防災訓練、地域防災訓練を実施する。 | |
| 緊急通報システム貸与事業 | 障害福祉課 | | 災害時の備えとして、在宅の重度身体障害者（児）に対して人工呼吸器用非常用電源を、視覚・聴覚障害者に対して災害情報受信関連機器を給付する。 | |
| メールサービス、ＳＮＳでの提供 | 防災危機管理課 | | 同報無線放送のメールサービスやＳＮＳでの発信により、防災情報の提供を実施する。 | |
| 防災ラジオの有償配布 | 防災危機管理課 | | 同報無線情報を屋内で容易に聞くための防災ラジオを有償配布する。 | |
| 避難所運営マニュアルの作成 | 防災危機管理課 | | 災害時の障害のある人等の要援護者の受け入れ体制の整備を進めるため、各避難所の実情に応じて要配慮者に対応した避難所運営マニュアルを作成する。 | |
| 福祉避難所の設置 | 高齢者支援課  こども家庭課 | | 市内15カ所の福祉避難所及び35カ所の高齢者施設や障害者支援施設、児童養護施設と連携し災害発生時等、支援が必要な場合に備え、日ごろから必要な情報共有を図る。 | |
| 防災アプリの普及 | 防災危機管理課 | | ハザードマップの確認や同報無線情報の受信、災害時の避難をサポートする機能を搭載した防災アプリを導入する。 | |
| 個別避難計画の作成 | 福祉総務課 | | 高齢者や障害者など災害時の避難に支援が必要な方の避難支援の実効性を確保するため、防災アプリによる個別避難計画を作成機能を活用した作成推進と支援体制の構築を図る。 | |
| FAX119とNET119の広報 | 情報指令課 | | 聴覚や発語に障がいを持っている方も安心して１１９番通報ができるよう、ＦＡＸやインターネット回線を活用した１１９番通報を促進する。 | |

（２）住宅等の防災、防火対策

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業名 | 担当課 | 施策の内容 |
| 防災出前講座  地震体験車  防災啓発イベントの開催 | 防災危機管理課 | 災害対策についての啓発活動として防災啓発イベント、防災出前講座を実施する。 |
| 木造住宅補強計画策定事業 | 建築指導課 | 木造住宅の耐震補強をするために必要な設計に対して、補助金を交付する。 |
| 木造住宅耐震補強助成事業 | 建築指導課 | 木造住宅の耐震補強をするための補強工事に対して、補助金を交付する。 |
| 住宅警報器普及啓発の広報、情報提供 | 予防課 | 住宅用火災警報器の交換や定期的な点検などについて広報し情報提供する。 |

（３）地域の防犯

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業名 | 担当課 | 施策の内容 |
| 防犯まちづくり推進事業 | 市民安全課 | 安全安心なまちの実現を目指し、防犯意識の高揚を図るとともにその知識を深めるため、防犯まちづくり講演会及び各種防犯講座を開催する。 |
| 市民に対する注意喚起のため、警察署から提供された空き巣・ひったくりなど、身近な犯罪発生情報や不審者などの出没情報をメールサービスで発信する。 |
| 障害の特性により、勧誘されると断れない人や消費者トラブルに気付きにくい人の消費者被害防止のため、出前消費者啓発講座を実施する。 |
| 消費者啓発講座 | 市民安全課 | 障害者の消費者被害防止のため、障害者の支援を行う障害者相談支援事業所等の障害福祉事業所を対象に消費者啓発講座を実施する。 |